

国土審議会 第2回推進部会

令和6年1月19日

【出水企画専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから国土審議会第2回推進部会を開催いたします。

事務局の国土政策局総合計画課の出水です。お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、桑原委員、高村委員、広井委員は所用のため御欠席となります。当部会の定足数を満たしておりますことを申し添えます。

続きまして、本日の会議の公開について説明いたします。国土審議会運営規則第5条の規定により、国土審議会の会議は原則として公開することとされております。これに倣い、当部会でも、会議・議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も冒頭から最後まで一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめ御了承ください。

本日は、対面・ウェブ会議併用形式で開催しております。オンラインにて御参加の委員の皆様には、ウェブ会議の運営方法の基本的なルールを事前にお送りしておりますので、改めて御確認ください。円滑な進行のため、御発言されるときを除いて、音声の設定はミュートをお願いいたします。

議事に先立ちまして、資料の確認をいたします。議事次第のほか、資料1、資料2、参考資料が1から7までございます。資料がお手元に届いていない場合や、その他、何かございましたら、事務局までお知らせください。

ここで、国土政策局長の黒田より一言御挨拶申し上げます。

【黒田局長】 おはようございます。国土政策局長の黒田でございます。第2回推進部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年は、増田部会長をはじめとする計画部会の委員の方々に御指導いただきまして、新たな国土形成計画を作成いただき、閣議決定もしていただきました。今年は、その着実な実施を図るということで、関係省庁と連携し、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。引き続き御指導を頂戴できればと思っております。

その一環といたしまして、本日の部会では、昨年10月に設置されました移住・二地域

居住等促進専門委員会におきまして御議論をいただき、取りまとめをいただきました中間とりまとめを、専門委員会の小田切委員長より御報告いただきます。

今後、本格的な人口減少社会を迎える中で、地方への人の流れの創出、拡大による地域の活性化を図る上で、二地域居住という新しい住まい方や暮らし方の普及、定着、また、多様なライフスタイルの実現、こうしたものを図る施策の展開が今、非常に大事なポイントになっていると考えております。

国土交通省といたしましては、この取りまとめを踏まえまして、今月末から始まる通常国会におきまして、二地域居住等の促進のための法案を提出する準備を進めているところでございます。

また、その他の議題といたしまして、国土形成計画のプロモーション、今回の国土形成計画の重点テーマであります地域生活圏の取組状況について御説明をさせていただきます。プロモーションにつきましては、広域地方計画を現在策定中でございますが、学生とのワークショップにおいて、若い世代との意見交換にもしっかりと取り組んでおります。地域生活圏につきましては、年末のデジタル田園都市国家構想実現会議におきまして、各省庁出席の下で、一体となって取り組んでいくことが閣議決定されておりますので、その概要も御紹介をさせていただきたいと思っております。

本日は、これらの議事につきまして御意見をいただければと思っております。引き続きの御指導、御助言をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【出水企画専門官】 ありがとうございました。

これより先、カメラによる撮影は御遠慮いただき、報道関係の方は御退出いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降、議事の運営は増田部会長にお願いいたします。

【増田部会長】 それでは、本日の議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は2つございまして、1つ目として、移住・二地域居住等促進専門委員会からの報告、2つ目として、その他、この2つについて御議論いただきたいと思います。まず、この2つの議事について先に説明をしていただきまして、その後にとまとめて御意見を各委員の先生方から賜りたいと思っております。

それでは、移住・二地域居住等促進専門委員会からの報告（中間とりまとめ）について、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【倉石総合計画課長】 よろしくお願いいいたします。総合計画課の倉石です。資料1、中間とりまとめの資料を御覧ください。

この専門委員会ですが小田切委員長をはじめとする10名の委員の方々に、昨年10月から約3か月間、集中的に議論をいただきました。まず、議論が多かった部分を中心に御紹介させていただきます。

資料の4ページ、まず、移住・二地域居住等の促進策の政策ターゲットをどこに置くか議論がございました。4ページの基本的考え方の一番下の促進策のスコープというところを見ていただきまして、ダイヤが3つあります。これらにターゲット、スポットで捉えるのがいいだろうという議論がありました。

一番上が、若者・子育て世代をメインターゲットとすべきだろうということです。3ページの調査のデータのグラフもありますが、移住にしても二地域居住にしても、関心層が若年層ほど非常に高いということです。それから、右側の円グラフのデータでは、実際二地域居住や多拠点居住を実施している人の収入を見ると、年収500万円前後の方々が実は半数以上で、ボリュームゾーンであるという実態があることも踏まえて、若者・子育て世代をターゲットしています。

2つ目のダイヤでは、この二地域居住や多拠点居住そのものを楽しむ、ライフスタイルの多様化をしっかり捉える必要があるということです。

3つ目のダイヤでは、最終的には移住につながる階段みたいなもの、そこに向けての一步、二歩、手前のところの段階での捉え方、促進策のスコープのターゲッティングを議論していただいたところでございます。

5ページ以降が課題で、大きく、住環境を含めました住まい、なりわい（仕事）、コミュニティ、横断的な課題と、それぞれの柱ごとに課題をまず抽出、御議論いただいたところでございます。

5ページから住まいになります。特に議論が多かったのが、5ページの真ん中の事例です。岐阜県飛騨市で不動産会社をされている谷邊委員より、地方部ほど空き家の活用、特に賃貸物件での流通が難しい部分を官民連携で解決していく実践をされている事例を取り上げながら、空き家の活用の方策で、非常に重要なこの住まいの部分クリアしていくような方策を議論いただいたところでございます。

次、6ページの（3）のお試し居住・長期滞在等の促進については、高知県四万十町で活動されている高瀬委員より、その高知県四万十町の事例で空き家は、貸手の所有者が外

から入った見ず知らずの人に貸すことに抵抗がある方が多いので、それを自治体が一旦、所有者から借りてサブリースする形で、より地方に行けば行くほど信頼性の高い自治体がサブリースという形で間に入ってうまく課題をクリアしている事例を紹介いただきました。こういったことも今後の制度設計のヒントと考えております。

それから、子育てや、地域交通、医療などの生活環境の住まい・住環境の部分も非常に重要だと議論をしていただいております。

7ページからかなりわい（仕事）でございます。転職なき移住の促進と国土形成計画にも書かれておりますが、子育てしながら、かつコワーキングスペースなどを効果的に活用して、地域の企業のイノベーションを起こしていくという塩尻市の例なども、取り上げています。

8ページ、真ん中の破線の部分の島根県海士町の事例です。既にある制度の特定地域づくり事業協同組合も活用して、ニーズに合ったなりわいの仕事の確保をやっていくこと、次の小布施町の事例では新規就農者ですが、こういった取組を参考にした制度設計というも御意見がありました。

それから、9ページのなりわいでは、(3) 副業や兼業という新しい働き方を地域の側でも理解いただくこと、地域に対するある種の普及啓発をしっかりとやっていく必要があるのではないかと一番御意見いただいたところです。

9ページの(3)の2つ目のポツでは、一方でアクティブシニアという人材も非常にニーズも大きく、若者だけでなくアクティブシニアも、例えば大企業でコンプライアンスの部門で、さまざまな業務処理をやっていたという経験をもつ人材は地方部の中小零細企業にとっては非常にニーズが高い、非常に欲しい人材という話もありますので、こういったことも踏まえた制度づくりをぜひという声がありました。

次に、10ページ以降で大きく3つ目の柱のコミュニティでございます。(1) コミュニティへの参加の前文の部分2行目から3行目でご意見ありましたのが、地域によっては、性別や世代、例えば女性や若者といったことによるアンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みや偏見が残っているケースもあるということで、これをどう解消していくかも非常に重要だと御意見がありました。

事例としては、一番下の破線で高知県の事例を掲げています。コンシェルジュ機能のようなものを地域全体でつくっていくことが必要だろうとしています。それから、11ページでは寛容性や多様性の普及啓発の部分も非常に重要だと御意見がありました。

12ページ以降、最後の4つ目の柱、横断的事項の課題ということで御議論いただいております。(1)地域の多様な主体、下の(2)は施策間の連携です。例えば交通と医療、観光とか子育てといった施策間、領域間連携、それから、複数の自治体が連携して行うことも必要だとありました。

(1)の2つ目のポツにありますが、行政の地域的なレイヤーでいえば、市町村、基礎的自治体と都道府県の連携をしっかりと組んで役割分担をしていくことが重要であろうということで、幾つか事例を挙げております。例えば一番下の諏訪圏の移住交流推進事業連絡会では、県、市町村、民間がしっかりと連携して行う取組を紹介していただいています。

13ページの(3)学びの環境づくりについても多くの御意見をいただいています。学びというのは非常に重要で、子育て環境もしっかりと整えていく必要があるということで、破線のところで、徳島県で非常に取組が盛んな、既に制度としてあります区域外就学制度について、小学校、中学校の義務教育で2つの地域、例えば東京と徳島で通うことができるという事例です。あとは教育委員会同士の合意があればとなりますが、こういった制度も、必要なところでしっかりと普及をしていく必要があるだろうということで事例ごとに御紹介をさせていただいたところでございます。

最後、14ページの(6)になります。これは、元旦に能登半島地震が発生しましたが、二地域居住先が災害時の避難先となる仕組みづくりも必要だということで、新たに追加させていただきました。例えば鳥取県の智頭町では、年間1万円から2万円の、いわゆる保険的にお金を払えば、その地域との継続的な関わりとして、避難時にはその宿泊先を智頭町の側で提供する任意の取組を行っているということも非常に重要な論点だと思っています。

これらを踏まえまして、18ページにこれらの論点を踏まえた新たなこの制度設計の骨格の部分の提言いただいています。

大きく3つありますが、1つ目が、市町村が中心となった計画を策定する計画制度が必要だろうということで、自分たちの地域にどういった人たちが外から入ってきてほしいか、それからどういったエリアに入ってきてほしいか、どういう関わりをしてほしいか。そういうものを地域で、市町村が中心になって、3つ目のポツで、地域の関係者が集まるその協議会で議論をしていただいて、ビジョン、計画をつくってもらう。3つ目の協議会はまさに官民連携で、行政といえば都道府県、例えば住まいであれば不動産会社や、地域のバス事業者、タクシー事業者、商工会とか農協、それから郵便局、その他、様々なこの地域

の中でそういったビジョンを公の協議会の場で議論していただいて、計画を作っていた
く、それを外部にもしっかり発信してもらうことが有効だろうということで、計画協議会
制度が3つ目のポツになります。

この計画をつくった場合は、各種の例えば空き家の改修事業に支援が出やすくなること
や、コワーキングスペースの補助金で安くなる、あるいはその建築規制の関係も手続が円
滑になるなど、各種の制度改正も含めて検討していくということです。

そして、2つ目では、一方でその地域の受け手側の担い手の話で、これも官民連携の指
定法人制度を創設するのがいいだろうということです。先ほどの例えば不動産やさまざま
な民間事業者、NPOというのもあると思いますが、市町村からその担い手として、受け
手側のサポートをする側としての指定制度を創設するのがいいだろうということで、住ま
い、なりわい、コミュニティそれぞれ、あるいは総合的に、地域全体としては全て行うよ
うなコンシェルジュ機能をしっかり確保するというので、こういった指定制度を制度設
計の軸にすることで提言いただいています。

19ページになります。加えて、もう一つ議論がありましたのは、目下、本件は国土交
通省を事務局にやっていますが、この話は、関係省庁のかかなりの多岐にわたる領域の話も
ございますので、いろんな関係省庁の関連施策の棚卸しをすべきだという御意見もありま
した。並べているうち赤字のところは特に重要だと、連携が期待されるものですが、関係
省庁あるいは各部局のいろんな良さを含めた施策がさまざまありますが、連携点もしま
り図っていくことも進めていくということでございます。

最後、20ページになります。さらなる課題として、委員会の中で御意見いただきまし
たが、さまざまな制度的な問題もあって、すぐに解決することは難しいが、引き続きし
っかりと議論していく事項を、さらなる課題として整理しています。これが3つあります。

1つ目が、例えば二地域、多拠点となると、その地域間を長距離で行き来する、例えば
交通費も遠ければ遠いほど高額なりますが、そうした個人負担をどう考えるかが1点目
です。

2つ目が、二地域居住先の生活周りで、地域交通や、医療・福祉、子育てといったサービ
スは持続可能になっていかないとなかなか進まないの、国土形成計画でも掲げておりま
す地域生活圏の形成の観点でしっかりと進めていくとして引き続き検討していくという
のが2点目です。

3つ目が、これはよく出てくる議論でもありますが、二地域居住の場合の住民票の問題、

それから納税の問題です。二地域居住先の納税や、住民票も2か所、3か所になることについての議論ですが、制度の根幹にかかわるものなどさまざまな課題があり難しいですが、引き続き、このような観点から議論をしっかりとしていくとして、さらなる課題でまとめています。

【増田部会長】 ありがとうございました。

本日は、移住・二地域居住等促進専門委員会の小田切委員長にも御出席をいただいております。どうもありがとうございます。

それでは、ここで小田切委員長からもコメント等頂戴できればと存じますので、お願いいたします。

【小田切委員長】 了解いたしました。明治大学の小田切でございます。昨年の10月に任期により部会を退いておりますが、専門委員会の座長を仰せつかっております。内容については、事務局の御説明がありましたので、私からは感想的なこと含めてポイントをお話しさせていただきたいと思っております。

まず、専門委員会の特徴ですが、実践者中心の専門委員会の構成です。実践者という意味合いは、事業として二地域居住・移住に関わっているだけではなく、ライフスタイルとして実践されている方も含めて、実践者の方々に参加いただきました。

また、実践事例の持ち寄りをさせていただきました。それにより、3回のうち1回は3時間という珍しい時間を設定させていただき、かなり活発な検討になったと思います。その上で、委員会議論の前進面を4点ほど、まとめてみたいと思います。

1つは、二地域居住認識の再確認、アップデートができたと思います。先ほど事務局からもございましたように、実は、所得面で見たボリュームゾーンが中間層にあるということでもあります。この専門委員会が発足したときには新たな別荘建設かという誤解などもネット上にもございました。そうではなくて、むしろ中間層が現実には二地域居住として動き出していることを前提にして議論が進んでおります。

もう一つは、二地域居住のアップデートという意味で、個人のライフスタイルとしての二地域居住が、同時に地域力の向上につながっているという、これは国土形成計画でも強調した論点ではありますが、そのことが再確認できたと思います。

2点目の前進面ですが、二地域居住の多面性の析出ができたと思っています。これは、中間とりまとめにはない私の言葉ですが、二地域居住には経過的二地域居住、目的的二地域居住、結果的二地域居住があります。それが最終的に移住まで至る、移住を目的として

一時的に二地域居住という方々もいらっしゃいます。しかし、それが全部ではありません。当然のことながら、二地域居住自体を目的とする、移住を目指さない方々もいらっしゃいます。それをあえて目的的二地域居住と申し上げていますが、その方も当然、施策のターゲットだと思います。さらに、家終いや介護の関係で、結果的に二地域居住になっている方々が、ある程度の数いらっしゃるということも確認できました。こういう方々は、そのプロセスが終わってしまうと地域から断絶する、あるいはそもそも二地域居住でなくなってしまうわけですが、こういう方々とコミュニティをどう結びつけるのかという、このタイプを析出することによって新たな政策課題も出てきたと思っております。

第3には、先ほども事務局から御報告ありましたように、住まい、なりわい、コミュニティのパッケージでの検討ができたと思っております。この住まいについては、狭義での住まいということも十分検討させていただきましたが、広義での住まい、これは場合によったら住まい方という造語で議論したほうがよろしいかもしれませんが、一種のライフスタイルも含めて、住まいという範疇で議論ができております。

それから、シェアハウスについての多面的役割も、この検討会の中では議論になりました。都市部のシェアオフィスがしばしばそうであるように、さまざまな業種の新結合、イノベーションの場になっているという、これも、シェアハウスにおいても発生していることが確認できたと同時に、実はシェアハウスが地域住民との交流の場になっているという、非常に重要な役割、機能も明らかになったと思っております。

そういう意味では、シェアハウスの建設についての政策的なてこ入れが大変重要だろうと認識しております。この地域住民との交流をしばしば、地域の縁側機能と言っております。いろんな多様な主体が、そこにあたかも縁側に座るように、あるいは止まり木に止まるように、そのシェアハウスを通じて結合していく、あるいは連携していくことも出てきたように思います。

さらに言えば、パッケージで検討していたがゆえに、先ほどのように小中学校のいわゆるデュアルスクールという表現がありますが、この課題、二地域居住した場合に子供をどうするんだということで、先ほども御紹介がありました区域外就学制度が現実には存在しておりますが、なかなか知れ渡っておりません。徳島で活発に行われており、最近では山形でその事例も見聞きしますが、広がりがないということもあって、こういった制度をしっかりと横展開するということが明らかになったと思っております。

それから、前進面の4点目ですが、さまざまな事例を持ち寄り、そしてまた、事務局で

さまざま調べていただいたことによって、地方自治体がこの二地域居住などを含めて、非常に多様な取組をしているのも明らかになりました。

今回は会議資料にはありませんが、参考事例集として全国の事例を集めておきまして、この二地域居住に対する様々な地方自治体の取組、それを一覧していただくだけでも、多くの方々に有益なる情報が提供できているのではないかと考えております。

最後、論点ですが、先ほど20ページにさらなる課題として、3つの論点があるというふうに説明していただきました。これが残された論点ですが、私自身もまさにそうだと思います。特に2番目は、地域生活圏との関係で、この部会に直接関わる論点だと思います。1番目、3番目について補足しますと、特に二地域居住に伴う諸費用ということで、移動費の問題があるという議論が出てきております。もちろんこの移動費を無条件で支援することは到底できない話ですが、例えば市町村に、関係人口として、あるいはふるさと住民として登録して、そこに交通についての割引が発生するようなことも含めて、さらなる議論ができるのではないかと考えます。

それから、3点目の二地域居住と地域の関わりの環境整備は、納税や住民票をどうするのかという非常に大きな論点が出てきております。もちろん、これは短期間で結論が出るものではありません。あるいは、これ自体が国の仕組みを変えるに近いような話だと思いますので、今後の中長期的な検討が必要だと思います。ただし、委員の中から非常に重要な言葉として、「費用負担がしたい」というものがございました。この具体的なイメージを言うと、二地域居住をして、ごみ出しをするときに周りの目が気になる。そんなときに、納税ができれば、費用負担ができれば、それが緩和できるんだというリアルな声であると同時に、積極的な声が聞かれました。

従来、二地域居住実践者からこういう声はなかなか聞けなかったのですが、言わば内部からこういう議論がありました。いずれにしても中長期的な課題となると思いますが、検討に値すると思っております。

以上、私の個人的な感想を踏まえた説明と理解していただきたいと思いますが、補足的な紹介をさせていただきました。

【増田部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、引き続き、議事の2つ目のその他の内容について事務局から説明をお願いします。

【倉石総合計画課長】 まず、プロモーションの関係について、参考資料6というのを御

覧ください。

国土審議会、それから計画部会でも、このプロモーションは非常に重要だという議論がありました。前回、第1回推進部会で、4ページでを部会長ほか参加いただいた9月8日のシンポジウムを御紹介させていただきました。その後、これまでに実施したプロモーションを、1ページ目、各種シンポジウムや、各種雑誌、機関誌への投稿、また、浜松での地域づくりのイベントでは国土形成計画、地域生活圏、それから移住・二地域居住の話を併せてプロモーション活動を行ってきております。

1ページの右下、同時に広域地方計画の全国各ブロックの計画づくりを今進めています。特にこの若者、若い人たちの意見をしっかりと取り込むという観点で、例としては今、中部圏での計画でワークショップを行ったところ。詳しくは2ページにございますが、左側の名古屋市立大学、右側が名古屋大学で、11月にそれぞれワークショップを行い、その際の大学生のコメントをつけさせていただいております。

今後の主な予定としては、3ページ目真ん中、各種講演やラジオのオファーもいろいろとあります。広域地方計画についても、九州圏、中国圏、近畿圏でも、若者との対話も含めた計画の策定過程でのプロモーションを含めた取組を進めております。

それから、3ページの一番下のプロモーションツールの制作ということで、現在、各メディアなどと企画中であり、今年の3月末に向けて、PR動画や特設ホームページ、さまざまなデザインポスターなど、鋭意、また取組を調整して進めているところでございます。これがプロモーションの関係でございます。

続けて、参考資料7、新たな国土形成計画で地域生活圏の形成を掲げております。1ページで、国土形成計画に書いてある地域生活圏、赤線の部分を中心に改めて御覧いただければと思います。

主体の連携、事業の連携、地域の連携で、地域公共交通や買物、医療・福祉・介護、教育、こういった日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成を推進するとしており、一番下の赤線、「関係府省が一体となって推進する」としております。

3ページでは、昨年12月、デジタル田園都市国家構想実現会議で国土交通省からプレゼンした資料で、地域生活圏の形成促進を、国土審議会の会長も視察に行かれた香川県三豊市の取組も紹介しながら、こうした地域生活圏の形成促進をデジ田交付金等も連携して各省庁が一体で進めていくということ、国土交通省から協力依頼をプレゼンも含めて行ったという状況でございます。

【増田部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以降、委員の皆様方からの御意見を頂戴する意見交換の場にしていきたいと思いを思います。

その他も含めて3つありました。二地域居住の関係、国土形成計画のプロモーション、そして地域生活圏の取組、大きく言うと3つございましたが、全部取りまとめて、どういう順番でも結構でございますので、委員の皆様方から御意見、あるいは留意点などを賜ればと思います。かなり時間が限られておまして予定時間11時ぐらいをめでに終了と思っています。本当に限られた時間ですが、合図をしていただけますと私から指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、どうぞ御発言のほうよろしくお願ひいたします。それでは、まず石田委員から口火を切っていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【石田部会長代理】 石田でございます。初めてこの部会に参加させていただきます。よろしくお願ひをいたします。

プロモーションの中で御紹介がなかったのですが、『人と国土21』でのプロモーションに、私も参加させていただき、残念ながら国土形成計画というのは、かつての第1次～第4次の全国総合開発計画のような力がなくなっていると言わせていただきました。それをやはり、国民の皆さんから信頼されて、力を取り戻すということは非常に大事で、そのためには推進部会は本当に正念場だと思っております。そのことが本当によく分かるのが地域生活圏で、しかも人口の問題というのは本当に大事な問題になってまいりますので、そういう意味でいくと、二地域居住というのは本当に大事な問題であるというふうに思っております。

そういう前提に立ちますと、コミュニティというのが大事だということではありますが、私はいろんなところでモビリティ関係のことをやっており、その中で、やっぱりモビリティをちゃんと実装するためには、コミュニティという考え方がすごく大事なんだろうというふうに思っております。

これは、データのコミュニティであったり、プライバシー問題が深く関わってきますので、そういう問題とか、ビジネスのコミュニティであったり、あるいはモビリティを支える人たちのコミュニティであったり、そういうのをどう形成していくかということが、実はいいモビリティを実装するためには非常に大事で、そのためのキーワードは2つあると思っております。トラスト、先ほども説明ありましたが、信頼をどう勝ち得ていくかと

ということと、あとはファン、楽しさとか喜びとか原生的利益というのをどう実感していくかということだと思っております、コミュニティに関すると、やっぱりそういう場をどう持っていくのかということが非常に大事で、そのためには教育の場とか地域づくりの場というのは結構あって、そこをどうやっていくかということだと思っております、そのところの省庁連携をやっていただければと思います。

そのためには、やっぱりある種の義務と権利の関係をもうちょっと整理していくことも大事で、そういうことで、小田切先生から御発言がありましたが、やっぱりマイナンバーカードの普及を活用して、デジタル住民票や納税票みたいなものを、デジタル行財政改革推進会議がありますので、打ち込んでいくということだと思っております。

あと、資料の最後に「意志決定」という言葉が書いてございます。これは、教科書的には「思う」の意思決定なんです、「志」の意志決定を書いており、すごいなと思いました。ビジョンをつくって、それに対して何をどうしていくかということバックキャストでやっていくというためには、やっぱり将来の仕方を決める、みんなの希望を持って決めるという、こちらの字が使われたということに対して敬服いたしました。ありがとうございました。

【増田部会長】 それでは、中出委員、どうぞお願いします。

【中出委員】 時間がないので端的にいきたいと思いますが、小田切先生のまとめられた内容に不服はなく、非常によくまとめられていると思いますが、一つ大事なのは、UIJターンとか、そういうことを考えたときにやはり契機となるのは、これは小田切先生がよく言われていることですが、関係人口としてどういうふうにつくり上げていくかということだとすると、まず、その二地域居住を考える前に何らかの関係が必要だと思うんですね。ぽっとリストがあってそこから選ぶのではないと思うので、そういう意味で、もしも専門委員会でもまだ議論する余地があるならば、そういう関係人口をどう醸成して、それを二地域居住に持ち込めるかというところの議論を少しさせていただくというのではないかと。もちろん、今まで事例がいっぱいありますが、そういうところで実際にどういうことが起きているのかということも、調べれば分かると思うので、よろしくお願いします。

それからもう1点だけ、ちょっと懸念事項ですが、資料1、スライドの18枚目に新たな制度設計というのがあり、ここで二地域居住等の促進のための計画を作成するのは結構だと思いますが、計画に基づき都市計画法や建築基準法等の各種法令手続の円滑化と書いてあり、これが二地域居住のために錦の御旗として、単純な規制緩和みたいなことになっ

てしまうのでは困る。どういうイメージで都市計画法や建築基準法の円滑な手続と書かれているのかというところをもう少し詰めていただければと思います。

【増田部会長】 それでは、田澤委員、どうぞお願いします。

【田澤委員】 ありがとうございます。テレワークマネジメントの田澤でございます。今回、内容を拝見して、ターゲットを絞ったやり方や、二地域居住等を進めていくのはとてもすばらしいと思います。

その中でやはり、テレワーク、最近何か出社に戻っているという話がありますが、コロナ禍前に比べたら物すごく倍増しております。ですから、本当に世の中、今がチャンスである、二地域居住にしてもワーケーションにしても、今が力を入れるチャンスであるという事は、私の立場からは申し添えさせていただきたいことです。

それから、今回の資料の中のP14にもあります区域外就学制度に関してですが、事例はあるし制度もありますが、私も北海道の教育委員をしていた関係で、やはり学校と学校の学力差や教科書の違いを考えると、就学児はなかなか、まだまだ課題があると思っております。最初の専門委員会のほうで私が資料を提出させていただいたように、いわゆる保育の広域利用、まだ、保育だとその差がなくなりますので、ぜひ全国で使っていただけるような施策を考えていただければと思っております。

最後になりますが、私、北海道の北見で今、一生懸命空き家を利用して、そこにいろいろなワーケーションや長期滞在、二地域居住・移住の手前になるところをやっている中で、どうしても、やはり障害というかハードルがあるものがあります。これはなかなか簡単にはいかないと思いますが、今後の課題の中にも入れていただいていますように、今後考えていただきたいということで2点だけ申し上げておきます。

どうしても空き家、親の介護した後、空いてしまうことがありますよね。そういったものは住宅地にあるために、低層住宅なので、なかなか北海道の場合は条例で簡易宿泊ができないようになっており、民泊についても、オーナーが住んでいないと難しいです。これはもう、近隣の方への配慮だと思いますが、やはり何か特例があると、こういった動き、テレワークと空き家対策と、それから二地域居住につながる長期滞在のようなものが進むのではないかと思います。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは、関司委員、どうぞお願いします。

【関司委員】 お世話になります。法政大学、関司です。御説明ありがとうございます。

た。専門委員会の報告に対して、私も異論なく、非常に丁寧に御議論いただいたと受け止めました。

先般、JOINの移住・交流フェアの話があって、そこに参加したメンバーから様子を聞きましたが、どうしても自治体の移住支援金の活発なところが目立ってしまうという傾向がある中で、今日の間とりまとめに関しては、もうちょっと、目に見えにくいところですが、仕組みづくりや地域側の体制を整えていくところが大事だというメッセージを出していただいたことは非常に大きいと思います。

そういう意味では、こういう目に見えにくいような質的な整えみたいところをどういうふうに見える化させていくのかということが非常に大事になってくるかと思います。今日の御提案のところでも、協議会をつくってというような話もありましたが、どうしてもこういう協議会をつくるとか、KPIめいた移住者の数に捉われてしまう量的なところがありがちですが、やはりここも質の問題が出てくるかと思います。

仕組みづくりとともに、今日も議論ありましたが、やっぱりコミュニティの中で、先ほどお話のあった関係人口みたいなことをベースにしながら、外の人を受け入れていくことに慣れていくような場づくりというのはやはり必要だと考えると、一つ一つの仕組みづくりを積み上げていく部分と、ちゃんとコミュニティの中で雰囲気を醸成していくようなところの、やはり2本立てになるだろうと思います。その組合せ方みたいのところこそ、協議会のような場で、ビジョンとしてちゃんと伝えていくようなところが大事になるのではないかなと感じました。

【増田部会長】 それでは続きまして、木場委員、どうぞお願いします。

【木場委員】 ありがとうございます。

1つ目は、二地域居住なんですけど、まだまだ仕組みづくりの段階なので、こういった発言はまだ早いかもしれませんが、今後興味を持ってくださった方は、恐らくダイレクトに自分の好きな自治体の市役所に電話してしまうケースもあるかと思うんですね。そういうときに、各自自治体がどこに回せばいいかというところの筋道をきちんとつけていくことが大事になると思います。せつかく、興味を持ってくれた方が興味を失わないようにするための工夫として非常に大事だなと思いました。非常に具体的な事例のご紹介、本当に参考になりました、ありがとうございます。委員の皆さん、ありがとうございます。

2点目が、プロモーションについてです。せつかく御報告いただきまして、国交省さんがお声かけできる場所には、相当声かけていらっしゃるなという印象があって、頑張っ

ていらっしやるな、と思いました。さらに言えば、関係の浅いところ、一般的な新聞や一般的な雑誌など、こういうことにあまり関わりのない方々へ今後広めていくことが次のステップなのかなと思って拝見した次第です。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは、畝本委員、どうぞお願いします。

【畝本委員】 ありがとうございます。二地域居住についてですが、非常に整理していただいて、特に課題の面で、これだけの準備が必要なのだなということがよく分かりました。

その中で、横断的論点の中の、今、非常に問題となっている災害時のこと、最後になっていますが、確かに平時ではないので最後でいいのですが、実際、能登の方々も、地域を離れるのが難しいというために2次避難が進まないとか、その中で、若い方は仕組みをつくってあげればその学習のために移動できるとか、そのようなことが出てきていますので、災害時の対策としても、この制度、二地域居住というのが進むとよろしいかなと思っております。

ただ、そのときにやはり、二地域居住の目的によってその対応を変えるのか、例えばお仕事によってとか、それから介護や、学習などそのようなところの二地域居住と、趣味やそのような余裕のある方々の場合と、変えるのかなというのがちょっと気になっておりまして、その辺も御議論があればまた教えていただきたいと思います。

【増田部会長】 ありがとうございます。

地下委員、何か付け加えていただく点はございますでしょうか。

【地下委員】 ありがとうございます。二地域居住について、高知の空き家のサブリースや、徳島の区域外就学制度など、案外制度的には整ってきたと感じました。

ただ、住民票のない居所の扱いと、その人達のコミュニティ参加が重要と考えます。行った先のコミュニティに入るために、例えば居所での町内会の参加を認めることや、せめて町内会費は払うことなど、やはり今回、能登半島地震で感じたのは、居所として行っているところに地元で認識されてないと、地元で、いざまさかのとき見落とされるのではないかというところもあり、もし今後、法律や制度を考えるときには、全て解決はしないでしょうが、その居所の扱いというのも論点にさせていただいたらどうかと思いました。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは、瀬田委員、どうぞお願いいたします。

【瀬田委員】 瀬田です。ありがとうございます。二地域居住についてよくまとめていただいて、勉強させていただきました。2つ御意見を申し上げます。

1つは、二地域居住あるいは移住の政策の目的を明確にすべきだと思いました。目的を単純な移住者の増加とした場合、結局、進行している人口減少を補うには全く足りない地域がほとんどだと思います。そんな状況で何を目標にするかというのは、政策の費用対効果を考慮に入れる上でも必須だと思います。他方、その人数ではなくて、例えばその二地域居住をする方にさらに地域の中で活躍してもらうような何か、そういう目的もあるのではないかと思います。そうすると、やることも大分変わってくるのではないかと思います。その辺を考慮に入れながら検討していただければと思います。

もう一つは、子育て世帯の二地域居住の話がありましたけども、教育の機会というのは非常に重要で、やはりそれはもっと強調して、かつ多面的に検討するべきではないかと思いました。区域外の就学制度も非常に重要だとは思いますが、やはりこれだけでは多くの世帯にとって不十分だというふうに思われます。可能な範囲で多面的な御検討をお願いできればと思っております。

【増田部会長】 ありがとうございます。
加藤委員、どうぞお願いいたします。

【加藤委員】 ありがとうございます。

まず、若者子育て世代がメインターゲット、非常にいいと思うのですが、特に子育て世代にとっては家族一人一人の幸せが必要になるので、何名かの委員の方からももっと強調してもいいのではというお話や、田澤委員からも似たようなお話もありましたが、子供の教育についてはもう少し分量を増やしてもいいのではないかと考えています。移住において、保育園、小学校、中学校、高校あたりが公立ですと、基本学区があるので、住民基本台帳ベースになります。区域外教育など事例はあっても、非常に限られ、まだまだ一般的な手段とは思えないというところです。

また、省庁連携は既におっしゃっていただいておりますが、その観点で、特に文科省との連携は非常に大事なかなと思います。小学校は転校させたくないとか、中学校や高校など、勉強が大事なフェーズになると、塾なども含めた学びの選択肢が多い東京に戻りたいということもよく聞きます。教育は非常に大事なかなと思っています。子供にとってのなりわいって、もしかして学びかもしれないので、横断的なところに入れるのもいいんですが、住まい、なりわい、学び、コミュニティでもいいのかなと。これは意見でございます。

また、場所にしばられない働き方（転職なき移住）というのがありますが、うちの会社は283名が全員、原則フルリモートなので、逆のケースを聞きます。先にフルリモートワークの会社に転職したと。うちは一応東京の登記の会社なのですが、その後、娘の小学校進学、就学を機に転勤していくとか、二地域居住をするとか、そのようなことも聞くので、「転職なき移住」の逆パターンもあるかもしれないと思います。つまり「移住なき転職」をしたあとに「移住する」というパターンです。このようなことを可能にするためには、テレワークが可能な業種が地方に多くあることが重要です。

テレワークが特に進んでいるのはスタートアップ企業に多く、岸田内閣もスタートアップ育成5か年計画を政策として掲げていたりしますので、経産省や各自治体のスタートアップ施策などその辺りとの省庁連携を行い、地方にテレワークOKの企業誘致なども御検討いただければと思います。

【増田部会長】 それでは、越委員、どうぞお願いいたします。

【越委員】 私も専門委員だったので、小田切先生がおっしゃったとおりでと思います。その中で、いろんな事例も御紹介いただいたんですが、自治体だけでできないこと、民間だけでできないことが、たくさんあるので、官民連携で進めることが大事だろうと思います。

今回の移住・二地域居住の中で、二地域居住というのは自治体にとっては新しいものであり、住民票がないということで、税負担のない人が増える、一方で行政サービスは増えるというような課題もまとめられていると思います。そういう税負担がない場合であっても、地域の産業のDXが進むとか、産業に与えるメリットも一方であるので、今回のものを基に、二地域居住に自治体が新しく取り組む道しるべになればいいなと思っています。ですので、ぜひ自治体にも周知をしていただいて、取り組む契機になればと思います。

【増田部会長】 ありがとうございます。

各委員からの御意見は以上でよろしゅうございますかね。

そういたしますと、今、各委員から様々な御意見ないしアドバイス等を頂戴したんですが、それについて、小田切先生あるいは事務局のほうから何かございますか。

【倉石総合計画課長】

多岐にわたる御意見いただきまして、ありがとうございます。まず、二地域居住に関しては、いただいた御意見全て、今後の制度の運用の部分も含めて、ぜひ制度設計に役立たせていただきたいと思います。

1点、中出委員からありました建築規制の話ですが、考え方としては、やみくもに何か建築規制を解除するものではなくて、例えば空き家だったところをコワーキングスペースにするとか交流カフェにするとか、そういった用途変更の場合の手続をスムーズにするなどの現場で動きやすくなるようなことを念頭に置きながら、制度設計を考えているところでございます。

また、プロモーションの話につきましても、我々で目いっぱいできることもやっているところですが、ぜひ委員の先生方にも御協力、今後ともよろしく願いできればと思っております。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から事務的な連絡事項があればお願いします。

【出水企画専門官】 本日の資料につきましては、既に国土交通省ウェブサイトにて公表されておりますので、御報告いたします。

なお、本日お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りいたします。

今後の予定につきましては、固まったものではございませんが、夏頃の開催を想定しております。部会長と相談し、時期、内容等詳細が固まりましたら、委員の皆様にお知らせいたします。

事務局からは以上になります。

【増田部会長】 ありがとうございます。

二地域居住は、この後、先ほど黒田局長からお話ございましたとおり、通常国会に法案をお出しになる準備をされているということでございますので、法案の審議になると思いますが、その中の質疑で我々委員としても承知しておくべきような事項があれば、ぜひ情報提供をお願いいたしたいと思っております。

それでは、以上で国土審議会第2回推進部会のほうは閉じさせていただきます。

各委員の皆様方、どうもありがとうございました。

— 了 —